海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二十三年八月一日とする。

国土交通大臣　大畠　章宏
内閣総理大臣　菅　直人

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十六号及び第五条の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の八第一項第二号中「次条第一項第三号」の下に「、第一条の十」を加える。

第一条の十五を第一条の十六とし、第一条の十四を第一条の十五とし、第一条の十三を第一条の十四とする。

第一条の十二の前の見出しを削り、同条第二号中「第一条の十四」を「第一条の十五」に改め、同条を第一条の十三とし、同条の前に見出しとして「（第一議定書締約国間における未査定液体物質の輸送）」を付する。

第一条の十一を第一条の十二とし、第一条の十を第一条の十一とし、第一条の九の次に次の一条を加える。

（油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を特に防止する必要がある海域）

第一条の十　法第五条の三第三項の政令で定める海域は、南極海域とする。

別表第一の四第二十三号イ中「六十一度」を「六十度」に改める。

別表第一の六中「第一条の十、第一条の十一」を「第一条の十一、第一条の十二」に改める。

別表第一の七中「第一条の十」を「第一条の十一」に改める。

附　則

この政令は、平成二十三年八月一日から施行する。

国土交通大臣　大畠　章宏
内閣総理大臣　菅　直人

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百八号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第百十三号を第百十四号とし、第八十七号から第百十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八十六号の次に次の一号を加える。

八十七　N－ヒドロキシ－N－フエニルオクタンジアミド（別名ボリノスタット）及びその製剤

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　直人

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百九号

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第三項、第二十四条の六第二項及び第二十四条の二十第二項第一号ただし書、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条第二項及び第六十一条第二項並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第四項、第三十三条第二項、第五十八条第三項第一号ただし書（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第七十六条第二項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。